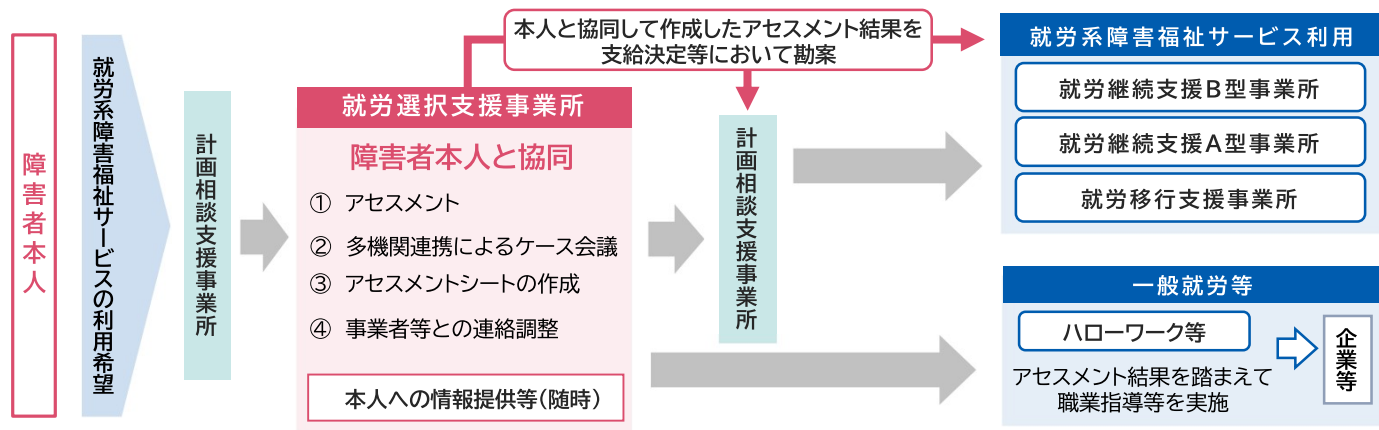


令和7年10月から開始された新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されました。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

- ・ 卒業後に、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方

- ※ 令和7年10月以降「就労継続支援B型」は、「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となります。
- ※ 令和9年4月からは、「就労継続支援A型」を新たに利用する場合にも、「就労選択支援事業所」によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている必要があります。
- ※ ただし、「近隣に就労選択支援事業所がない場合」や「利用可能な就労選択支援事業所が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機時間が生じる場合」は、従来の就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援の利用が認められるので、お住まいの自治体の障がい福祉の窓口にご相談ください。
- ※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。